

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の対応Q&A(令和2年4月17日時点)

No.	サービス種別	質問	回答	根拠(参考)	今後の取り扱い
1	全サービス共通	久留米市が発出した「緊急事態宣言後の介護サービス等事業所の対応について(令和2年4月9日付)」において、「サービスを継続するための事業継続計画を策定し、事前の対策に努めてください」とあるが、必ず策定しなければならないか。	事業継続計画の策定については、努力義務ではありますが、介護サービス等事業所はサービスの停止等が利用者の生命維持に重大な影響を与えかねませんので、事前の策定をお願いしています。	社会福祉施設・事業所における新型コロナウイルス感染症等発生時の業務継続ガイドライン	継続
2	全サービス共通	今まで利用者印を得ていた書類(ケアプランや利用票、各サービス計画等)について、利用者や利用者家族と会えない場合はどのように取扱えばよいか。	同意については、最終的には文書による必要があるが、サービス提供前に説明を行い、同意を得ていれば、文書はサービス提供後に得ることによりよい。 ※文書による同意の日付は実際に同意を得られた日付を記載してもらってください。 ※サービス提供前に説明し同意を得られたことは支援経過記録等に記載してください。		終了
3	全サービス共通	新型コロナウイルスに関連した要因から、一時的に指定等基準や介護報酬の算定要件に係る人員基準を満たすことができなくなる場合についての取扱いは如何か。	(旧) 指定基準や基本サービス費に係る施設基準、基準以上の人員配置をした場合に算定可能となる加算(看護体制加算など)、有資格者等を配置した上で規定の行為を実施した場合に算定可能となる加算(個別機能訓練加算など)については、利用者の処遇に配慮した上で柔軟な対応が可能である。そのため、基本的には、居宅サービス計画書に基づいて通常提供しているサービスが提供されていた場合に算定できていた体制に係る加算・減算については、引き続き、加算・減算を行うこととなる。 (新) 利用者・従事者等に新型コロナウイルス感染(疑)者が発生した場合は、指定基準や基本サービス費に係る施設基準、基準以上の人員配置をした場合に算定可能となる加算(看護体制加算など)、有資格者等を配置した上で規定の行為を実施した場合に算定可能となる加算(個別機能訓練加算など)については、利用者の処遇に配慮した上で柔軟な対応が可能である。そのため、基本的には、居宅サービス計画書に基づいて通常提供しているサービスが提供されていた場合に算定できていた体制に係る加算・減算については、引き続き、加算・減算を行うこととなる。	・介護保険最新情報vol.763 ・令和元年台風第19号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて(7)	利用者・従事者等に新型コロナウイルス感染(疑)者が発生した場合、柔軟な取扱いを継続
4	通所系サービス 短期入所系サービス (看護)小規模多機能型居宅介護	一時的に指定等基準や介護報酬の算定要件に係る人員基準を満たすことができなくなる場合に柔軟な取扱いができると思うが、利用者の処遇に配慮したサービス提供を継続するために、職員の子供を事業所に連れてくることは可能か。	人員配置については柔軟な取扱いを可能としているが、人との接触を最小限に留めていただく必要があるため、業務に直接関係のない者の事業所への訪問については、極力避けていただきたい。		終了

No.	サービス種別	質問	回答	根拠(参考)	今後の取り扱い
5	通所系サービス	<p>介護保険最新情報Vol. 809において、感染拡大防止の観点から、利用者等の意向を確認した上で行う電話による安否確認について、介護報酬の算定が可能とあるが、その取り扱いについて</p> <p>(1)介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスも同様の取扱いが可能か。</p> <p>(2)自主休業の有無に限らず、利用者の希望に応じて、①通所事業所におけるサービス提供と、②居宅への訪問によるサービス提供と、③電話による安否確認を行うこととし、これら①②③のサービスを適宜組み合わせることは可能か。</p> <p>(3)(2)における①②③のサービスは、利用者の意向を確認した上で決定することになると思うが、利用者毎に異なるサービスの提供となることも可能か。</p> <p>(4)1日1回まで、相応の介護報酬の算定が可能とあるが、加算については算定可能か。</p>	<p>(1)可能である。</p> <p>(2)可能である。</p> <p>(3)可能である。</p> <p>(4)次ページNo. 6参照。ただし、入浴介助加算や個別機能訓練加算等の実施加算については、実際にサービスの提供が行われていない場合は算定できない。また、送迎減算についても実際にサービスの提供が行われていない場合は減算しなくてよい。</p>	<p>・介護保険最新情報Vol. 770及びVol. 773問3</p> <p>・介護保険最新情報Vol. 809問1、問2</p>	<p>終了</p>
6	通所系サービス	<p>感染拡大防止の観点から指定を受けた場所と異なる場所でサービスを提供することとなった場合、その場所が利用者同一建物である場合の同一建物減算はどのような取扱いになるか。</p>	<p>居宅サービス計画書に基づいて通常提供しているサービスが提供されていた場合に算定できていた体制に係る加算・減算については、引き続き、加算・減算を行うものとする。そのため、異なる場所でサービス提供することで同一建物になった場合でも同一建物減算をする必要はない。なお、実施加算については、算定要件(実施回数や時間要件等)を満たす場合は算定して差し支えない。</p> <p>※サービス提供事業所自体を変更する場合は変更後の事業所に基づく加算・減算を行うこと。</p>	<p>・介護保険最新情報vol.770</p> <p>・介護保険最新情報vol.779問3</p>	<p>継続</p>
7	通所系サービス	<p>感染拡大防止の観点から①通所事業所と別の場所におけるサービス提供と、②居宅への訪問によるサービス提供と、③電話による安否確認によるサービス提供を行う場合、通常であれば送迎減算を算定していた(算定していなかった)利用者についてはそれぞれのような取扱いになるか。</p>	<p>(旧)【通常であれば送迎減算を算定していた場合】</p> <p>①-1 別の場所になることで引き続き送迎減算の対象になった場合 →送迎減算の必要あり</p> <p>①-2 別の場所になることで送迎減算の対象でなくなった場合 →送迎減算の必要あり</p> <p>② 送迎減算の必要なし</p> <p>③ 送迎減算の必要なし</p> <p>【通常であれば送迎減算を算定していなかった場合】</p> <p>①-1 別の場所になることで送迎減算の対象になった場合 →送迎減算の必要なし</p> <p>①-2 別の場所になることで引き続き送迎減算の対象でなくなった場合 →送迎減算の必要なし</p> <p>② 送迎減算の必要なし</p> <p>③ 送迎減算の必要なし</p>		<p>市から休業の要請を受けて休業している場合又は利用者・従事者等に新型コロナ感染(疑)者が発生したため、感染拡大防止の観点から特に必要と考えられることから介護サービス事業所等が自主的に休業した場合、柔軟な取扱いを継続</p> <p>なお、③は終了</p>

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の対応Q&A(令和2年4月17日時点)

No.	サービス種別	質問	回答	根拠(参考)	今後の取り扱い
			<p>(新)市から休業の要請を受けて休業している場合又は当該介護サービス事業所等において利用者・従事者等に新型コロナ感染(疑)者が発生したため、感染拡大防止の観点から特に必要と考えられることから当該介護サービス事業所等が自主的に休業した場合において、</p> <p>【通常であれば送迎減算を算定していた場合】</p> <p>①-1 別の場所になることで引き続き送迎減算の対象になった場合 →送迎減算の必要あり</p> <p>①-2 別の場所になることで送迎減算の対象でなくなった場合 →送迎減算の必要あり</p> <p>② 送迎減算の必要あり</p> <p>【通常であれば送迎減算を算定していなかった場合】</p> <p>①-1 別の場所になることで送迎減算の対象になった場合 →送迎減算の必要なし</p> <p>①-2 別の場所になることで引き続き送迎減算の対象でなくなった場合 →送迎減算の必要なし</p> <p>② 送迎減算の必要なし</p>		
8	通所介護	個別機能訓練加算の算定要件である、3月に1回以上の利用者の居宅訪問について、感染拡大防止の観点から事業所の判断で行わない場合も算定可能か。	算定可能である。 その場合であっても、利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を電話等で説明し、訓練内容の見直し等を行い、その経過を記録すること。		終了
9	(地域密着型)通所介護、認知症対応型通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、(地域密着型)介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護	生活機能向上連携加算について、理学療法士等の訪問が受けられない場合でも算定可能か。	算定可能である。 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、やむを得ず理学療法士等の訪問が受けられない場合であっても、できる限り電話や文書、メール等の対面を伴わない代替手段により連携を行い、共同で評価した上で、訓練内容の見直し等を行うこと。		終了
10	施設系サービス共通	口腔衛生管理体制加算について、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の訪問が受けられず、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導が月1回以上行えない場合でも算定可能か。 また、口腔衛生管理加算について、同じく歯科衛生士の訪問が受けられず、入所者に対する口腔ケアが月2回以上行えない場合でも算定可能か。	口腔衛生管理体制加算については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、やむを得ず歯科衛生士の訪問が受けられない場合であっても、できる限り電話や文書、メール等の対面を伴わない代替手段により連携を行い、介護職員に対する技術的助言及び指導が行えていれば算定可能である。 口腔衛生管理加算については、歯科衛生士による入所者に対する口腔ケアが月2回以上行えない場合は算定できない。		終了
11	通所リハビリテーション	リハビリテーションマネジメント加算の算定要件である、新規の利用者に対する理学療法士等の訪問について、事業所の判断で行わない場合も算定可能か。	算定可能である。 その場合であっても、医師の指示を受け、できる限り利用者及び利用者家族やケアマネジャーから情報収集し、適切なサービスの提供が行えるようにすること。また、新型コロナウイルス終息後、居宅訪問が可能となった時点で訪問を行うこと。		終了

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の対応Q&A(令和2年4月17日時点)

No.	サービス種別	質問	回答	根拠(参考)	今後の取り扱い
12	通所リハビリテーション	通所リハビリのサービスを訪問に切り替えた場合、次の加算を算定することは可能か。 ・リハビリテーションマネジメント加算 ・リハビリテーション提供体制加算 ・理学療法士等体制強化加算 ・短期集中個別リハビリテーション加算	<p>(旧) 居宅サービス計画書に基づいて通常提供しているサービスが提供されていた場合に算定できていた加算・減算については、引き続き、加算・減算を行うものとする。このため、上記3つの加算については算定可能。短期集中個別リハビリテーション加算については、実施回数及び時間等要件を満たす場合は算定して差し支えない。</p> <p>(新) 市から休業の要請を受けて休業している場合又は当該介護サービス事業所等において利用者・従事者等に新型コロナウイルス感染(疑)者が発生したため、感染拡大防止の観点から特に必要と考えられることから当該介護サービス事業所等が自主的に休業した場合において、居宅サービス計画書に基づいて通常提供しているサービスが提供されていた場合に算定できていた加算・減算については、引き続き、加算・減算を行うものとする。このため、上記3つの加算については算定可能。短期集中個別リハビリテーション加算については、実施回数及び時間等要件を満たす場合は算定して差し支えない。</p>	・介護保険最新情報vol.770	市から休業の要請を受けて休業している場合又は利用者・従事者等に新型コロナウイルス感染(疑)者が発生したため、感染拡大防止の観点から特に必要と考えられることから介護サービス事業所等が自主的に休業した場合、柔軟な取扱いを継続
13	居宅介護支援	新規の利用者について、感染拡大防止の観点から、面接を行わず、居宅サービス計画を作成してよいか。契約やアセスメントはどのようにすればよいか。	やむを得ず一時的に基準による運用が困難であるとして、代替方法(電話等による情報収集等)での対応により居宅サービス計画を作成することも差し支えない。情報収集した内容等については支援経過に記録すること。なお、入院中の者からの新規の申込みである場合は、病院からの情報収集をできる限り行うこと。在宅の者からの新規の申込みの場合は、利用者の居宅を訪問し利用者及びその家族に面接してアセスメントに当たることも可能であり、その場合は感染防止に十分配慮して行うこと。契約や重要事項説明書、初回の居宅サービス計画等については郵送等の方法により文書で同意を得ることが望ましい。		終了
14	居宅介護支援	モニタリングについて、感染拡大防止の観点から事業所の判断により訪問を行わない取扱いも可能か。	久留米市が発出した令和2年2月26日付けの「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の対応方針について」の通知において、訪問することを拒まれる場合等については、「特段の事情」に該当するものとしていたが、利用者による訪問の拒否に限らず、事業所の感染拡大防止の観点から、訪問を行わないという取扱いでも差し支えない。ただし、月に1回の訪問による状況確認等が必要と思われる利用者については、感染防止に十分配慮して、訪問による状況確認を行っていただきたい。	・介護保険最新情報vol.779 問11	終了
15	居宅介護支援	久留米市における新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いとして、要介護認定の有効期間が延長される際の取扱いについて (1) ケアプランの認定有効期間の欄はどのように記入をすればよいか。 (2) ケアプランは再作成する必要があるか。	(1) 当初の認定有効期間終了日から延長された日程を、ケアプランの認定有効期間の入力欄に記載する。 (2) 今般の状況を鑑み、あくまでも利用者及び関係サービス事業所との間で、状況及びサービス内容に変更がないという共通認識であれば、プランの再作成等については必ずしも必要ではない。なお、その際には支援経過等に経緯を記録しておくこと。ただし、利用者の状況に変化がある場合やサービス内容に変更が必要と判断される場合においては、通常通りの取扱いを行うこと。		継続

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の対応Q&A(令和2年4月17日時点)

No.	サービス種別	質問	回答	根拠(参考)	今後の取り扱い
16	施設系サービス 共通	3月に1回の開催が義務付けられている身体的拘束適正化検討委員会について、感染拡大防止の観点から、事業所の判断で行わない場合も算定可能か。	当該委員会については、可能な限り、開催規模(時間、出席人数等)を縮小した上で、開催されたい。身体的拘束については、今般の状況を踏まえ、入居者が施設内のみで過ごす期間が長期に渡ることが想定される。そのため、発生状況の報告や適正化策の検討等を引き続き行っていただきたい。その際には、必ずしも対面して行う必要はなく、Web会議システム等の活用や、外部の委員は意見照会のみとするなどの対策をとっていただいで差し支えない。		終了
17	(看護)小規模多 機能居宅介護	(看護)小規模多機能居宅介護においても、通所系サービスと同じように、訪問サービスとして電話での安否確認を行い月額包括報酬を算定してよいか。	感染拡大防止の観点から必要があり、自主的に通いサービス・宿泊サービスを休業・縮小した場合であって、在宅高齢者の介護サービスを確保するため、個別サービス計画の内容を踏まえた上で、できる限り訪問サービスの提供を行っている場合は、サービス提供が過小である場合の減算を行う必要はない。 そのため、電話での安否確認のみで月額包括報酬の算定も可能ではあるが、本取扱いについては、あらかじめ利用者に説明しておくこと。また、利用者の希望及び必要性に応じて、通常の訪問サービスの提供も行うよう努めていただきたい。	・介護保険最新情報vol.773 ・介護保険最新情報vol.816	終了
18	全サービス共通	自主休業した場合の支援等について教えてほしい。	○支援について 福祉医療機構における融資制度をご活用いただきたい。 ○雇用について 雇用調整助成金などを活用し、できるだけ雇用の維持に努めていただきたい。	R2.3.6事務連絡「介護サービス事業所に休業を要請する際の留意点について」	終了
19	全サービス共通	下記の理由で、事業所が自主休業した場合はどのような手続が必要か。 ・感染防止の観点による自主休業 ・学校等の休業に伴う人手不足による自主休業	○休止届 不要。 ○報告先等 ・臨時休業を実施する場合及び休業中の事業所を再開する場合に、久留米市介護保険課育成・支援チーム(0942-30-9247)まで連絡する。 ・調査票(臨時休業状況報告)の提出対象になっている事業所はFAXにて久留米市介護保険課育成・支援チーム(0942-36-6845)まで報告する。		終了
20	全サービス共通	利用者への感染拡大防止、従業員を守ること等を目的として自主休業をしてもよいか。	利用者保護のため、事業規模を縮小したうえで、できるだけ運営を継続していただけることが望ましいが、自主休業を妨げるものではない。 その場合は、適切に代替サービスへの引継ぎ等を行っていただきたい。		継続

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の対応Q&A(令和2年4月17日時点)

No.	サービス種別	質問	回答	根拠(参考)	今後の取り扱い
21	全サービス共通	計画を作成するケアマネジャーとして、サービスの利用縮小は、どのように判断すればよいか。	<p>居宅介護支援事業所が中心となって、利用者の身体状況や家庭環境等を整理し、緊急時の対応の検討など行っていただきたい。</p> <p>当面の間、生活維持等に差し支えないサービスについては、利用者及びその家族の理解及び同意を得た上で、提供を控えることの検討等も考えられる。</p> <p>下記のような点が検討項目と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスが対応できない場合、家族介護を検討 ・代替サービスの検討(事前に本人、家族とも話し合っておく) ・いつでも引継ぎができるように資料をまとめる ・本人の了解を得て、代替事業所との連携をはかる ・ひとり暮らしの世帯に対する対応 		終了
22	全サービス共通	今回、居宅介護支援事業所等に対して配布された布製マスクだが、いつまでに、どのように配布すればよいか。	<p>できるだけ速やかに、下記のような方法を用いて配布いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者宅に郵送する ・サービス事業所と調整し、サービス事業所から利用者に配布する ・利用者の事前了承を得た上で、利用者宅のポストに投函する(但し、ポスト投函については、悪質なマスク送り付け商法等の懸念もあることから、慎重に行うこと) <p>なお、現在マスクを持っていない利用者など必要性の高い利用者を把握した上で、優先的に配布することも考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険最新情報vol.788 ・介護保険最新情報vol.789 	終了